

議案第 88 号

三田市監査委員の選任につき同意を求めることについて

三田市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 兵庫県三田市ゆりのき台三丁目

氏 名 肥 後 淳 三

平成 24 年 10 月 23 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

（提案理由）

平成 24 年 10 月 22 日付をもって、三田市監査委員 福田 秀章氏の任期が満了したので、後任委員を選任する必要があるため。

（参考）

三田市監査委員一覧表

氏 名	選 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日
永徳 克己	平成 21 年 12 月 25 日	平成 25 年 12 月 24 日

地方自治法

第 196 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第 2 項の政令で定める市にあつては 2 人又は 1 人、その他の市及び町村にあつては 1 人とするものとする。

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。